

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/mynumber_dokujiriyou.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/mynumber_dokujiriyou.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者(成年に達した生徒にあつては、その者の就学に要する経費を負担する者)に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務(以下「特別支援教育就学奨励費補助金交付事務」という。)であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 2の款(3)の項 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者(成年に達した生徒にあつては、その者の就学に要する経費を負担する者)に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務(以下「特別支援教育就学奨励費補助金交付事務」という。)であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第一条	特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領 第2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつてこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第2 事業の目的 この事業は、特別支援学校への就学の特殊事業にかんがみ、その就学に係る保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者、成人に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減し、もつて特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料